

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和４年１２月９日
招 集 年 月 日	令和４年１２月２１日
招 集 場 所	知立市役所３階 第２・第３会議室
参 集 時 間	午後４時０４分、委員１７名、事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１ 杉原敬浩 ３ 林勝則 ４ 毛受浩 ５ 高木芳夫 ６ 永田治男 ７ 杉浦直美 ８ 石原國彦 ９ 鈴木和幸 １０ 藤井公人 １１ 池田とみゑ １２ 竹本有基 １３ 岡田均 １４ 成瀬廣美 推進委員：１５ 平澤信幸 １６ 中野明夫 １７ 岡田教孝 １８ 石川勝幸 計１７名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝奥村由美子、脇坂真也
欠 席 委 員	２ 高村昭広
開 会 時 間	午後４時１２分 開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後４時１３分 議事録署名委員の指名 ５ 高木芳夫 ６ 永田治男 を指名します（会長）
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 １ 号 １ 番	農地法第３条の規定による許可申請について 【議案第１号１番について議案書をもとに説明】 会 長：こちらの案件については、地元の農業委員である私から補足説明をいたします。申請地は図面のとおり、一体利用地と記してある田んぼに接した畔部分を指しています。一体利用地の田んぼはご主人とともに管理されていることもあり、問題はありません。 他にご意見・ご質問等はございませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは許可といたします。 （午後４時１８分）
議 案 第 ２ 号 １ 番 ２ 番	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第２号１番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の農業委員さん補足説明はありますか。 委員 １８：所有者の娘さんが分家住宅を建てると伺っています。排水についても、側溝がありますので問題ないと思います。 会 長：他にご意見・ご質問等はございませんか。

	委 員：(意見なし) 会 長：それでは、意見なしといたします。 (午後 4 時 2 4 分) 【議案第 2 号 2 番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん補足の説明はありますか。 委員 18：1 番案件のすぐ近くにありますが、こちらについても特に問題はございません。 会 長：車の出入口はどこになる予定ですか。 委員 18:申請地の南側が道路ですのでこちらから出入りされる計画です。 会 長：他にご意見・ご質問等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは意見なしといたします。 (午後 4 時 3 0 分)
議案第 3 号 1 番	農業振興地域整備計画変更に係る協議について 【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：案件についてご意見・ご質問等はございませんか。 委員 18：こちらは所有者のお孫さんの分家住宅の建築です。申出地西側にもすでに住宅が建っておりますので、排水についても問題ありません。 会 長：他にご意見・ご質問等がございますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは意見なしといたします。 (午後 4 時 3 4 分)
議案第 4 号 1 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：事務局から説明いただいた通り、今年度農地マッチングの制度を利用した初めての利用権設定となります。地元の委員さんより補足の説明等ございますか。 委員 15：特に把握をしておりません。 会 長：先回お話をさせていただいたかもしれませんが、この利用権設定者は借受する農地の近くにお住まいの方で意欲もあるという情報もいただいております。今後令和 6 年の 2 月 2 9 日までという事ですので、設定期間内は、地元農業委員さんを中心に、利用状況を確認していきたいと思っておりますのでご協力お願いいたします。他にご意見・ご質問等がございますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは承認といたします。 (午後 4 時 3 9 分)
日 程 第 三 報 告 案 件	会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。 委員 17：報告第 3 号の 現況証明願出とはどのようなものでしょうか。

1号 2号 3号 4号	事務局：現況証明についてですが、登記地目が農地である土地に対して、現況が農地もしくは採草放牧地以外である場合にそれらを証明する事実行為であります。 願出者に対して現況証明に基準がそれぞれありますので、証明できるものと証明できないものがあるのですが、農地転用と異なり、20年以上現況が農地以外の利用がされていたが、登記地目が農地でかつ農地転用の手続きがされていない場合において、基準に即していれば現況証明という形で許可の代わりに登記地目を変更できるというものになります。全ての農地において証明がされるわけではなく、まず、願出地が20年以上農地以外で利用されていることを公的機関の証明や国土地理院の航空図等で証明できる必要があります。また、農用地区域においては証明の対象外です。今回の場合は白地であり、基準に満たしていたという判断になります。なお、資材置場や駐車場という状態では証明することはできず、住宅敷地の一部等である場合で見込みがあるということで今回の案件は該当すると事務局の方で証明の判断をいたしました。 会 長：よろしいでしょうか。 委員13：はい。 会 長：その他にご意見・ご質問等はありませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは報告案件について終了いたします。 （午後4時42分）
日程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・委員手帳の配布について
閉 会 時 間	午後5時03分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。